

公益財団法人福島県国際交流協会

多文化共生・国際交流ボランティア登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民が多文化共生による地域づくりや国際交流に関するボランティア活動に参加することにより、地域における担い手となり、外国出身県民が暮らしやすい環境づくりと国際交流活動が促進されることを目的に、公益財団法人福島県国際交流協会(以下「協会」という。)が設置する「多文化共生・国際交流ボランティア登録制度」に関し必要な事項を定める。

(ボランティアの種類と活動)

第2条 本制度におけるボランティアの種類と活動は、次のとおりとする。

(1) ホストファミリーボランティア

福島県を訪問する外国人等を家庭に招待し、家族と共に生活するホームステイと、家庭に招いて交流を深める宿泊を伴わないホームビジットを通じて、生活習慣をはじめとする様々な日本の文化を理解する機会を提供する。

(2) 語学ボランティア

国際交流行事等における日常会話程度の軽易な通訳及び書簡文等の簡易な翻訳を行う。

(3) 災害時外国出身県民等支援ボランティア

被災地等において、外国出身県民等に対し、通訳・翻訳による情報収集、提供等を行う。

(ボランティア登録の要件)

第3条 ボランティアに登録できる者は、本制度の趣旨に賛同し、多文化共生・国際交流活動に理解と熱意があり、電子メールで連絡することができる個人であって、以下の要件を満たす者とする。

(1) ホストファミリーボランティア

ア 福島県内に居住していること

イ 家族全員がホームステイ、ホームビジットの趣旨を理解し、登録することに賛同していること

(2) 語学ボランティア

ア 満16歳以上の者であること(ただし、満18歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。

イ 日常会話程度の外国語能力(外国出身者にあっては活動に支障のない日本語能

力)を有すること

ウ 福島県内でのボランティア活動に参加できること

(3) 災害時外国出身県民等支援ボランティア

ア 満16歳以上の者であること(ただし、満18歳未満の者は、保護者の承諾を必要とする。)

イ 日常会話程度の外国語能力(外国出身者にあつては活動に支障のない日本語能力)を有すること

ウ 福島県内でのボランティア活動に参加できること

(登録)

第4条 本制度への登録を希望する者は、「多文化共生・国際交流ボランティア登録申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し、協会に提出するものとする。

2 協会は、前項に規定する申込書を受理した時は、概ね2週間以内に、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を当該申込者に通知するとともに、登録可と決定された者を登録者名簿に登載するものとする。

3 登録者名簿に登載された者(以下「登録者」という。)は、登録後に登録申込書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

4 登録は、複数の種類について行うことができるものとする。

(更新確認)

第5条 ボランティアの登録期間は設けないが、平成31年4月に登録者全員に更新確認を行い、その後は3年毎に行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号に該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 登録者から登録抹消の申し出があつたとき

(2) 登録者が、第3条に規定する登録の要件を欠くこととなつたとき

(3) 登録者が、連絡が取れない等所在不明となつたとき

(4) 登録者としてふさわしくないと協会が認める事実が判明したとき

(5) 登録者本人が死亡したとき

(個人情報の保護)

第7条 協会は、本制度への登録及びその活動を通して入手した個人情報について、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

(登録者の情報の提供)

第8条 協会は、災害時外国出身県民等支援ボランティアに登録した者の承諾を得て、

その情報を居住する市町村災害対策関係機関に提供するものとする。

(秘密の保持)

第9条 登録者は、ボランティア活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(活動を依頼できる団体等)

第10条 本制度により登録者にボランティア活動を依頼できるのは、次に掲げる団体等とする。

- (1) 国、福島県内の地方公共団体、教育機関及びその関係団体
- (2) 県内で活動する公益法人
- (3) 県内で活動するNPO法人等の非営利団体
- (4) 県内で社会貢献活動等を行おうとする営利団体で協会が認めたもの
- (5) その他、協会が特に認めた団体及び個人

(活動の依頼)

第11条 登録者にボランティア活動を依頼する団体等(以下「活動依頼団体等」という。)は、原則として、活動を希望する日の2週間前までに、「多文化共生・国際交流ボランティア活動依頼書(様式第2号)」に必要事項を記入し、関係書類を添えて協会に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の活動依頼の内容を適当と認めたときは、ボランティア活動の種類に応じて登録者を対象に募集し、原則として、応募者の中から先着順により選定するものとする。
- 3 協会は、前項による選定を行ったときは、速やかにその結果を応募した登録者に通知するとともに、活動依頼団体等に対し選定した登録者(以下「活動者」という。)について通知するものとする。
- 4 協会は、第1項の活動依頼の内容を不適当と認めたとき、または第2項によりボランティアを募集しても応募者がなかったときは、速やかにその旨を活動依頼団体等に連絡するものとする。

(活動依頼団体等の責務等)

第12条 活動依頼団体等は、活動者に対し活動内容等の詳細について速やかに通知するとともに、必要に応じて研修を実施する等により十分な事前説明を行うものとする。

- 2 活動依頼団体等は、活動者決定後に活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに活動者及び協会に連絡するものとする。
- 3 活動依頼団体等は、活動終了後、「多文化共生・国際交流ボランティア活動報告書(様式第3号)」に必要事項を記入し、活動終了の日より1ヶ月以内に協会に提出するものとする。

のとする。

(保険加入)

第13条 活動依頼団体等は、活動者のボランティア活動中の万一の事故に備え、原則として、ボランティア保険に加入しその費用を負担するものとする。

(報酬・経費の負担等)

第14条 活動者は、原則として、無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、活動依頼団体等が報酬等を支払うことを妨げない。

2 ボランティア活動にかかる費用の負担は次のとおりとする。

(1) ホストファミリーボランティア

受入に伴う基本的な経費(送迎交通費、家庭での食事、宿泊等の費用)は、原則として、活動者の負担とする。見学、通信その他の個人的費用は利用者の負担とする。

(2) 語学ボランティア、災害時外国出身県民等支援ボランティア

活動にかかる交通費等の実費は、原則として、活動依頼団体等の負担とする。

(免責等)

第15条 活動者及び活動依頼団体等は、ボランティア活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 活動者が活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第12条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

3 活動者の活動又は活動の不履行により活動依頼団体等が被った損害について、協会は賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。